



BSEに係る肥料規制の見直しについて

消費・安全局 農産安全管理課

令和7年7月
農林水産省

1 これまでの規制の経緯

○ 平成13年10月

我が国で初めてBSEが発生したことを受け、牛等由来肥料が、牛用飼料として流用・誤用されるおそれがあったことから、**当該肥料の生産及び工場からの出荷を一時停止**



- ・ 蒸製や炭化处理等の加工を行ったものについて、段階的に肥料利用を再開
- ・ 特定部位等が混入しないものとして、製造工程を農林水産大臣が確認する仕組みを創設

○ 平成25年2月～

牛等由来肥料を原料とする肥料の全面的な肥料利用を検討する中で、

- **牛等由来肥料を、飼料に流用・誤用する可能性**
- **牛等由来肥料を、牧草地等に施用し反すう動物が摂取する可能性**

に対するリスク管理措置を前提として食品安全委員会に対して評価依頼。

その後、答申結果を踏まえ平成26年10月に**「原料加工措置又は摂取防止材等の混合」を条件とし、牛の部位を原料とする肥料の利用を全面的に再開。**

○ 令和2年4月

めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料についても利用を再開

○ 現在、牛の部位を原料とする肥料の利用が再開され約10年経過し、BSE発生リスクの低下やリスク管理措置の遵守状況を踏まえて、現状の**管理措置の在り方について、見直しを検討**

2 牛等肉骨粉等規制に係る基本的な考え方

- ① 牛等※¹の特定部位等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で肥料原料が製造されること（原料を受け入れる者は、都度添付される「原料供給管理票」により確認）
→原料の安全性を確保
- ② 加熱等の原料加工措置※²、または、摂取防止材等の混合がされたものであること（これらの措置を行う前に他の肥料の原料として譲渡する又は引き渡すにあたっては、「肥料原料供給管理票」の添付が必要）
→牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取に起因するBSE発生を防止
- ③ 肥料の包装等に、施用上・保管上の注意事項を表示するものであること
→飼料への流用・誤用や牧草地等への施用を防止
- ④ 農林水産省、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が肥料生産業者等への立入検査を実施
→①～③の遵守状況を確認

※¹ 本資料においては、牛、めん羊、山羊を意味する

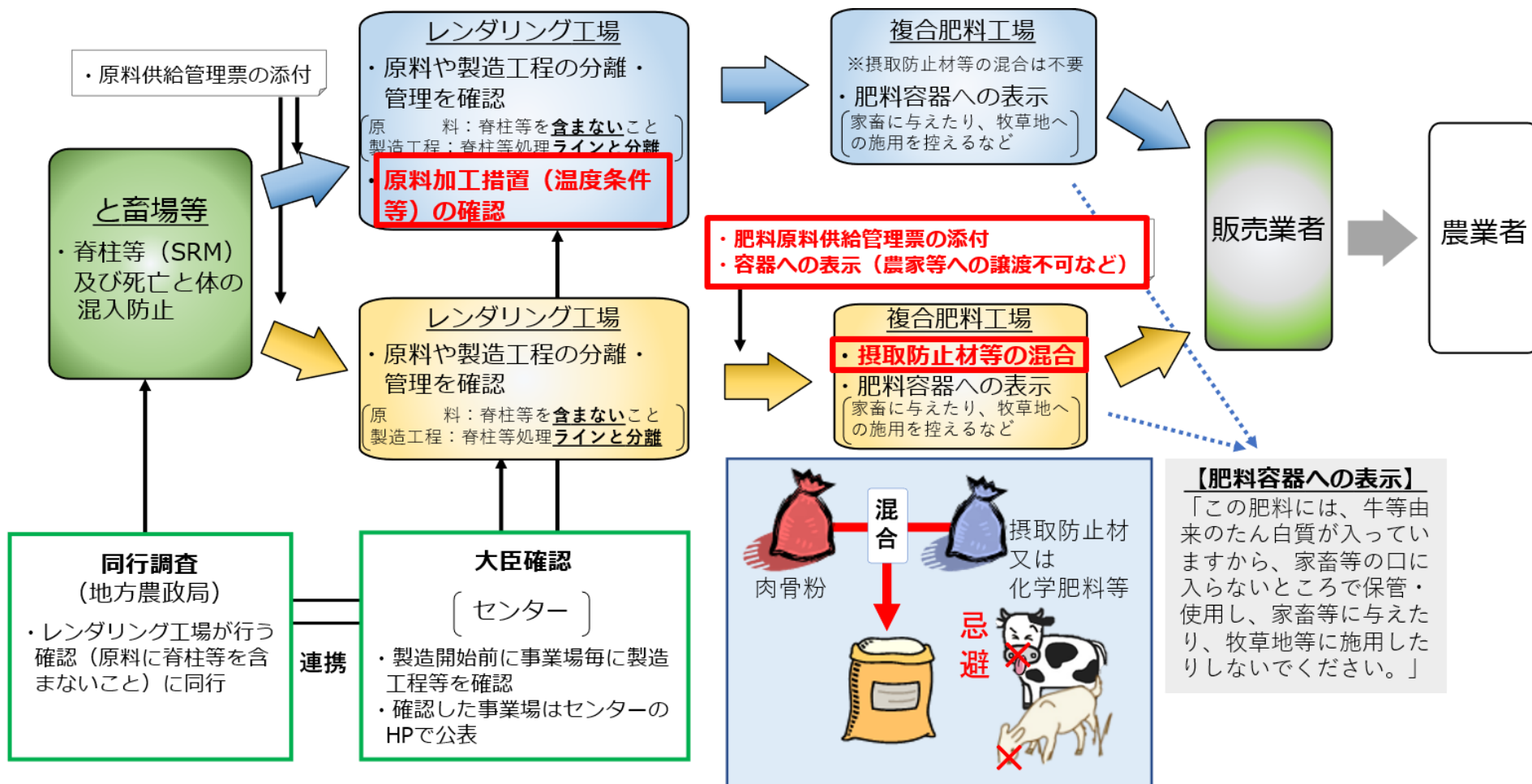
※² 原料加工措置とは、次に掲げる方法のいずれかにより行うもの

- ①空気を遮断し、800℃以上で8時間以上加熱
- ②空気を流通させ、1000℃以上で燃焼
- ③1000℃以上で熔融

- ④アルカリ処理
- ⑤133℃以上及び3気圧以上で20分間以上蒸製
- ⑥（全て実施）脱脂・脱灰・酸処理又はアルカリ処理・ろ過・138℃以上で4秒間以上の殺菌処理

3 現行の牛肉骨粉等に係る規制概要

- 牛等のたんぱく質を含む肥料については、BSE対策の一環として生産や流通過程における管理措置を実施。
- 原料からのSRMの除去、牛等による摂取に係る**管理措置**、肥料容器への表示など、流通の各段階での対応が求められる。



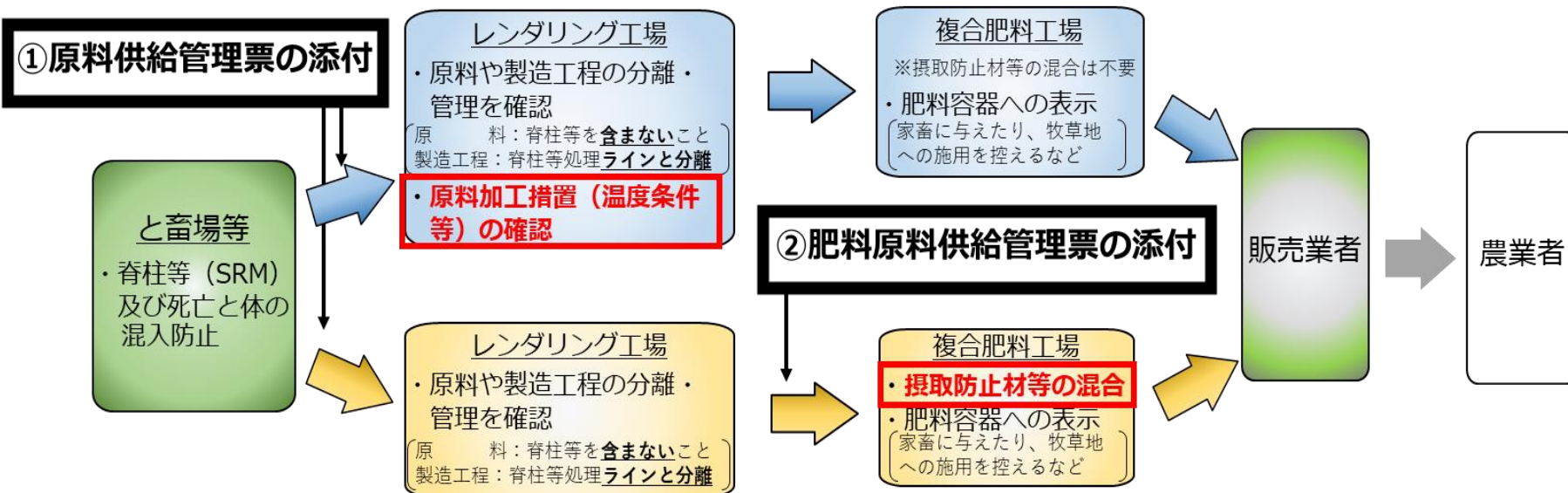
4 供給管理票について

①原料供給管理票

特定部位等の混入防止措置をしている原料収集先が、**牛等の特定部位等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程によって原料を製造したことを示すもの**

②肥料原料供給管理票

管理措置がされる前に他の肥料の原料として出荷される肥料について、**受け入れた工場で管理措置が必要であることを示すもの**



5 国内の肥料・飼料をめぐる状況

国内の情勢

1. 飼料安全法、家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく飼料規制、飼養衛生管理の徹底、死亡した牛の届出及び検査等によるBSE対策を徹底。
2. 飼料規制等のBSEリスク管理措置の徹底により、2013年以降、我が国はWOAH（旧OIE）による「無視できるBSEリスク国」のステータスを10年以上維持。
3. 平成26年10月以降の畜産農家における飼料の管理状況については、飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び牛等由来肥料の利用に関する確認の結果から、牛等由来肥料の利用実態及び管理措置の遵守状況に係る情報が蓄積されてきた。

昨今、海外からの輸入に依存している肥料原料の調達不安定化及び肥料価格の高騰が生じる中で、国内肥料資源の有効活用が進められており、牛等由来肥料についても利用拡大が期待されている。

6 BSEに係る肥料規制の見直し

飼料規制等の徹底により、牛等由来肥料を反すう動物に給与した事例はない。
肥料容器への注意事項の表示の徹底により、牧草地等に施用した事例もない。



肥料規制の見直し

原料加工措置 又は 摂取防止材等の混合 を不要とする

※当該見直しに伴い、肥料原料供給管理票の添付等も不要とする。

※牛等のと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を原料とする肥料に係る規制は、今回の見直しの対象外。

食品安全委員会(令和7年3月19日回答内容)

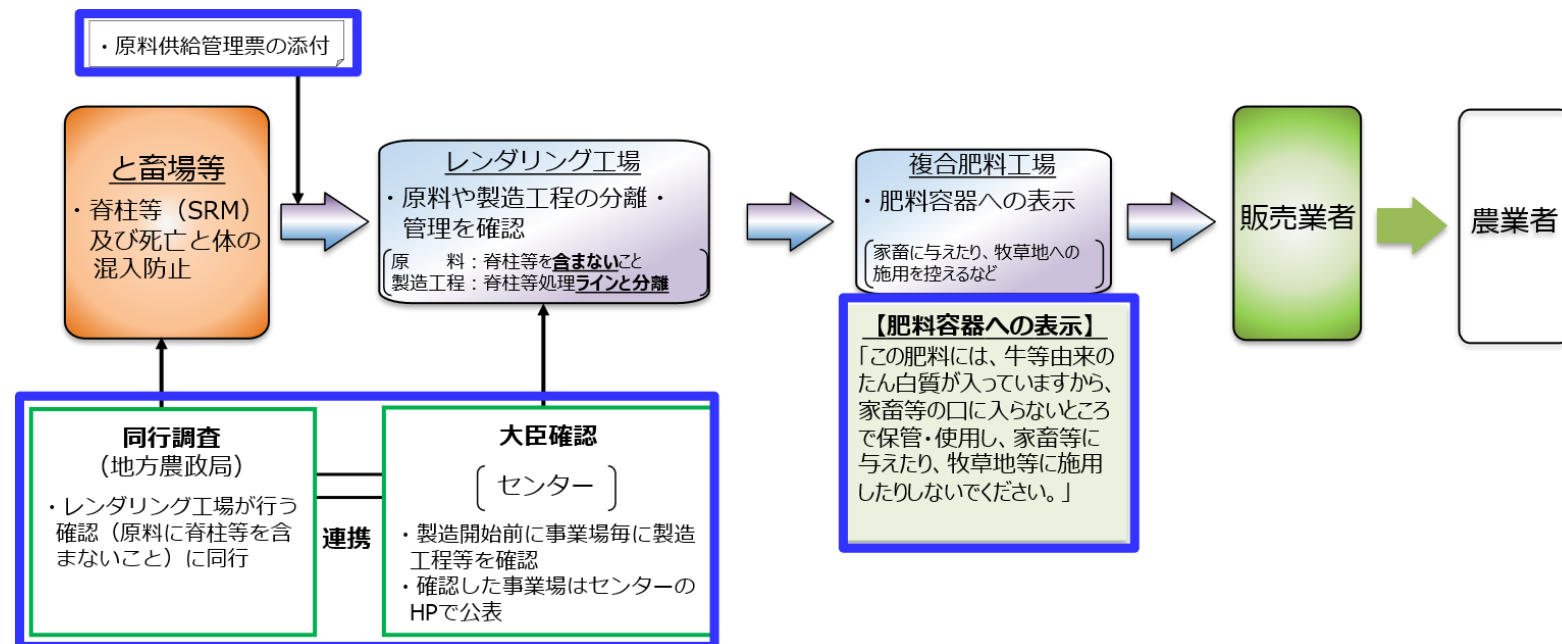
「肥料生産業者が実施する原料加工措置又は摂取防止措置といった従来の**管理措置等を不要としたとしても**、(中略)牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取防止の確実な実施を前提とする限りにおいては、当該肥料が**人の健康に及ぼす影響が変わるものではない**」

※「食品健康影響評価について(回答)」(令和7年3月19日付け府食第195号)

7 肥料規制を見直すに当たっての取組

引き続き実施する措置

- 飼料安全法に基づく牛等に由来するたん白質（牛等由来肥料等）の反すう動物への使用禁止
- 牛等の特定部位等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で肥料原料が製造されること
- 肥料の包装等に、施用上・保管上の注意事項を表示するものであること
- 農林水産省、都道府県及びセンターによる立入検査



農林水産省、都道府県及びセンターによる
立入検査によって遵守状況を確認

7 肥料規制を見直すに当たっての取組（続き）

新たに実施する対策

牛等由来肥料の飼料への流用・誤用及び牧草地等への施用禁止を確実に実施するため、下記の対策を実施する。

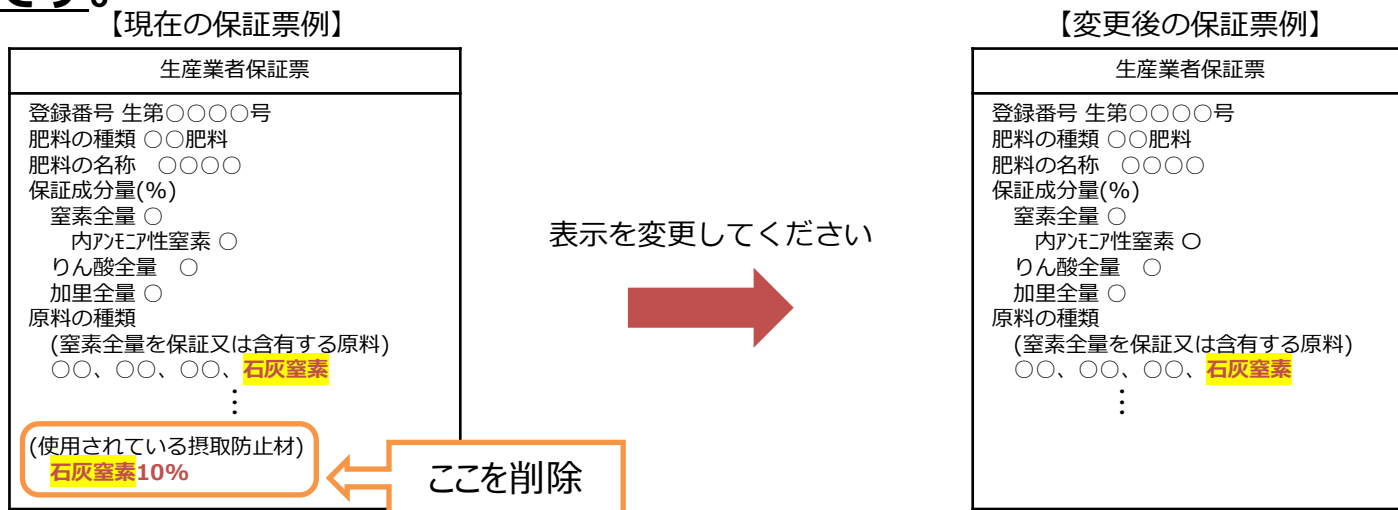
- 畜産農家が牛等由来肥料を飼料に流用・誤用しないよう注意喚起する。
- 牛等由来肥料が牧草地等に施用されていないことを確認するため、牧草地等を所有する畜産農家に対して、都道府県を通じて、牛等由来肥料を牧草地等に施用していないことを直接確認。



8 お伝えしたいこと

1 施行後は、摂取防止材の使用ができなくなります。

- 摂取防止材の使用を中止し、摂取防止材に係る表示は削除してください。
- 石灰窒素等の原料になり得る摂取防止材は、原料として使用し続けることが可能です。



- 摂取防止材を抜く代わりに他の原料を追加して保証成分量を補う場合は、肥料袋から摂取防止材に係る表示は削除し、必要に応じて「原料の種類」の欄に追加した原料を表示してください。
- 原材料の変更により保証成分等が変更になる場合は、改めて登録・届出が必要になります。

8 お伝えしたいこと（続き）

2

施行後3年間は経過措置期間とし、従来の規定に基づき、**摂取防止材を使用することが可能**です。

- **摂取防止材を使用し続ける場合は、摂取防止材の表示がある肥料袋を使用し続けることが可能**です。
- 原料になり得る摂取防止材を使用している場合は、経過措置期間内は、**摂取防止材として扱うことで、摂取防止材の表示がある肥料袋を使用し続けることが可能**です。

3

更新の際に、更新申請書で生産工程の概要を改める必要があります。

- 摂取防止材の記載がある銘柄については、**摂取防止材に関する記載を削除してください。**
- 大臣確認書（原料加工措置のみ）の記載がある銘柄については、**大臣確認書の記載を削除してください。**

注意：今回不要となる管理措置に係る経過措置期間は3年ですので、生産工程の概要の変更は、経過措置期間終了後の最初の更新までの間に行ってください。

4

規制見直しの対象肥料は、牛等由来の原料を使用して生産される全ての肥料（と畜場汚泥を原料とする肥料を除く）です。と畜場汚泥を原料とする肥料については、引き続き、流通過程を管理するための措置を行う必要があります。

9 今後のスケジュール

2025年6月23日～7月22日 牛等由来肥料に係る管理措置の見直しについて、パブリックコメントを実施中

2025年 8 月中目途 牛等由来肥料に係る新たな公定規格等の公告
関連局長通知の改正等
パブリックコメント結果の公告



(公布した日から30日間 (肥料法第3条第2項))

2025年 9 月中目途 牛等由来肥料に係る新たな公定規格等の施行

肥料関係業者の皆様へのお願い

今般の規制見直しにより、管理措置がされていない牛等由来肥料の流通が再開されます。
このため、これまで以上に、牛等由来肥料の牧草地等への施用禁止を徹底するとともに、
牛等由来肥料を、牛等を飼養している又は牧草地等を所有する者へ販売する際には、牛等用飼料への流用・誤用や牧草地等への施用に関する注意喚起に御協力ください。